

○議長 辻本 一夫君

次に 7 番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 7 番 本田 浩君

皆様こんにちは。7 番、本田です。本日最後の一般質問となります。しっかりと伺いしてまいりたいと思っております。

今回の一般質問は一部改正をされました道路交通法について、町民の安心安全を守る観点から一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

件名 1、道路交通法一部改正について。

要旨、令和 8 年 4 月 1 日に道路交通法が一部改正され、町民生活に直結し、大きな影響を及ぼす軽車両に対する交通反則通告制度が導入されました。この改正は交通安全意識そのものを大きく変える内容であり、こどもから高齢者まで全世代に関わる問題であることから、町の交通安全対策についてお聞きします。

今回の道路交通法で改正された項目としましては、軽車両に対する交通反則通告制度の適用に関する規定があります。内容は御存じのように、自転車をはじめとする軽車両の運転者が行った一定の違反行為は反則行為となり、交通反則通告制度が適用されます。このことによって 16 歳以上の軽車両の運転者が反則行為を行った場合には、自動車や原動機付自転車と同様、交通反則切符いわゆる青切符による違反処理が行われるようになりました。このように自転車利用者に対する交通ルールについて、自転車に対する内容が厳格化してまいりました。

先ほど申しましたように 16 歳以上を対象とした「青切符制度の導入」や「ヘルメット着用の努力義務の徹底」が大きなポイントかと思っております。この改正によって児童・生徒・大人それぞれが安全意識を高めることが求められております。

まず児童・生徒につきましては交通ルールを正しく理解し、安全運転を身につけることが重要です。信号無視、一時停止違反、並進走行、スマートフォンを見ながらのながら運転は大変危険であり、事故につながります。学校や家庭では、自転車は「軽車両」であり、車道の左側通行が原則であることを繰り返し指導していく必要があります。また、ヘルメット着用は法律上努力義務ですが、頭部を守るために極めて重要であります。警視庁によれば、自転車事故の死亡原因の多くが頭部損傷であり、ヘルメット着用によって被害軽減が期待をされております。

大人についても、通勤や買い物など日常生活の中で交通マナーを守る責任人があります。

特に 2026 年からはスマホ操作や信号無視などに反則金が科されるため、「少しでもなら大丈夫」という意識は通用しません。歩道を走る場合は歩行者優先を徹底し、夜間はライトを点灯する必要があります。また、こどもを乗せる場合には、保護者がヘルメットを着用させる努力義務を負っております。自治体に求められる配慮も重要となってまいりました。

第一に自動車専用レーンや安全な通行空間の整備が必要となっておりまいます。現在は車道走行が原則ですが、狭い道路では自転車利用者が危険を感じる場面も多くあります。そのため、自動車との接触事故を防ぐ道路環境づくりが求められております。

さらに、学校・地域と連携した交通安全教育、ヘルメット購入補助制度、高齢者や外国人向けの分かりやすい交通ルール周知も重要となっておりまいます。ルールだけを厳しくするのではなく、安全に利用できる環境整備を進めることが自治体の役割だと考えております。

この改正の目的は単なる取り締まり強化ではなく、自転車事故を減らし歩行者も含めた全ての人が安心して道路を利用できる社会をつくることにあります。

今回の道路法の一部改正は、自転車の交通違反に対する取り締まり強化や歩行者優先の徹底などを通じて、交通弱者の安全確保をより一層重視する内容となっております。芦屋町においても、高齢者や児童生徒をはじめとする町民の命と安全を守る観点から、芦屋町総合振興計画に掲げる「安全安心のまちづくり」を具体化する重要な契機であると考えております。そこで、現状認識と今後の施策の方向性について、より実効性を問う観点から質問をさせていただきます。今回の道路交通法改正に対する芦屋町の受けとめと影響分析についてであります。

町として改正内容をどのように整理・分析され、芦屋町の交通実態に照らして特に影響が大きいと考える項目を、どのように認識されておられるのでしょうか。また、この分析にあたり、交通事故データや交通量調査など客観的データをどの程度活用されているのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

今回の道路交通法の一部改正は、先ほど議員もおっしゃいましたが、「軽車両に対する交通反則通告制度の適用」により「自転車等にも青切符が切られ、反則金を支払う必要がある」というのが大きいところと受け止め、影響分析しております。

福岡県警察が発表している交通事故統計資料において、令和 7 年 1 月から 12 月までの市町村ごとの交通事故件数があり、この中に今回の法改正の対象である自転車事故件数も記載されております。芦屋町では年間 20 件の交通事故、そのうち 2 件が自転車事故という点は把握しておりますが、件数が少ないこともあり、交通事故データを基にした安全対策の検討といった具体的な活用は行っておりません。また、交通量調査については小型車と大型車の数値のみ国土交通省が公表しております。町内における国道、県道など比較的交通量が多い道路の歩行者・自転車交通量データは、平成 22 年度、交通センサスから任意項目となったこともあり、福岡県北九州県土整備事務所でも把握しておりません。また、独自調査も行っておりませんので、交通量に関するデータを活用できる環境ではございません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7 番 本田 浩君

御答弁では「自転車事故件数を把握しているものの、件数が少ないことから具体的な分析や活用には至っていない」とのことでした。しかし事故件数が少ないからこそ、その状況を維持するための予防的な取組が重要であると考えます。

そこで次に、町民への周知徹底については広報紙やホームページだけでは情報が十分届かない層も存在すると考えます。高齢者やこどもの周知についてどのような工夫をされているのか、また、出前講座、地域サロン、防災無線、学校現場など多様な媒体を活用された周知計画の構築状況についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

交通安全施策として高齢者やこどもに限定した周知は行っておらず、町の出前講座においても交通安全を啓発するテーマはございません。ただし、折尾警察署からは「1 ヶ月から 2 ヶ月前に申し込みがあれば交通安全教室を開くことは可能であり、地域交流サロンや地域単位でも開催可能である」との回答をいただいております。なお、防災無線は、本来の用途と異なるため道路交通法の周知に活用する予定はございません。学校現場では、学級活動や帰りの会で横断歩道の渡り方や下校時の安全について指導しており、警察官や自動車学校の方を招いた交通安全教室を継続実施しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7 番 本田 浩君

今の御答弁では「折尾警察署と連携した交通安全教室の実施が可能」とのことです。地域に出向いた啓発活動の余地は十分あるものと感じております。その中でも、法改正の影響を受けやすい高齢者への対応は重要であります。

そこで次に、高齢者の自転車事故対策について、高齢者事故の発生状況や年齢層別、事故類型別、時間帯別など、どの程度詳細な分析をされておられるのでしょうか。また、その分析結果を踏まえ、体験型講習や個別指導など実効性ある対策を導入するお考えがあるのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

福岡県交通企画課統計分析係が発表している分析資料では、県内の交通事故全体における年齢層別、事故類型別、時間体別の状況が記載されていますが、自治体ごとでの公表はされておらず、このため詳細な分析は行えておりません。

高齢者に対する自転車事故対策について、特に体験型講習や個別指導などの対策を町として導入することについては今後の課題です。

なお、あらかじめ計画を立て、折尾署・交通安全協会と連携し、町内の大型店舗駐車場内などで事故防止の情報提供、注意喚起を行っております。

このように、身近に情報を提供することが実効性のある交通安全対策につながっていると捉えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7 番 本田 浩君

「高齢者対策については今後の課題」との認識でございました。一方で高齢者の事故防止を考える際には、自転車そのものの安全に代替できる移動手段の確保も重要であるかと考えます。

そこで次に、高齢者の移動支援との一体的施策について。

自転車事故リスクを低減するためには安全な代替移動手段の確保も重要となってまいります。コミュニティバスやデマンド交通、買い物支援などを含めた総合的な施策をどのように進めていかれるのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

芦屋町には芦屋タウンバス、芦屋町巡回バス、北九州市営バス、タクシーがございます。これら地域公共交通の維持確保を引き続き図るとともに、芦屋町地域公共交通活性化協議会で町内の公共交通の今後のあり方を継続して協議してまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7 番 本田 浩君

「地域公共交通の維持確保について継続的に協議していく」との御答弁であります。

一方では、交通安全は高齢者だけではなく、将来の交通社会を担うこどもたちへの教育も極めて重要となってまいります。

そこで次に、児童生徒への交通安全教育について、現在の教育内容が改正に十分対応できているのでしょうか。教育委員会としてどのように検証されておられるのか、また、危険予測能力や判断力を養う実践的教育への転換について、どのように取り組まれているのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

今回の道路交通法改正により、自転車の運転者としての責任をより明確に問われるようになったことから、各学校では文部科学省の「生きる力を育む学校の安全教育」が示す「知識・判断・態度」の3つの側面を、これまで以上に意識した指導へと重点を移しています。特に「車道左側通行の原則」、「ながら運転や並進の危険性」、「ヘルメット着用の重要性」、「危険を予測し、自ら安全に行動する判断力」といった点を、こどもたちが実際の生活場面で理解しやすいよう具体例を示しながら伝えるようになっていきます。学校では単にルールを覚えるだけではなく、「なぜ危ないのか」、「どうすれば安全か」を自分で考えられるよう指導の質を高めながら取り組んでいます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

法改正を踏まえて、知識だけではなく判断力や危険予測能力を高める教育に取り組まれていることは大変素晴らしいことだと考えております。その上で、各学校で指導内容に差が生じていないかという点も重要になってまいります。

そこで次に、自転車利用ルールについて学校ごとの指導内容の差異について実態把握をされておられるのか、また、安全確保の観点から統一基準を設ける必要性について、どのように認識されているのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

学校における自転車利用に関する指導についてお答えいたします。

まず、学校ごとの指導内容の際の実態把握についてです。教育委員会では、文科省が示す方針を共通の基盤として各学校が年間指導計画を作成し、交通安全指導を進めており、その内容について教育委員会として把握しております。これにより学校間で大きな差異が生じないように確認しつつ、必要に応じて指導の方向性を共有しているところです。

次に、統一基準の必要性についてです。芦屋町での学校での交通安全指導は、先ほど申し上げた文部科学省の方針を上位の枠組みとしており、これ自体が町としての統一的な指導の基盤となっております。その上で、今回の道路交通法改正を踏まえ、こどもたちの安全確保の観点から改正内容に関わる具体的な指導事項については教育委員会として一定の統一的な基準を整理し、学校間で指導にばらつきが生じないように調整しているところです。具体的には 3 点を重点的に進めております。

第 1 に、指導内容の即時的なアップデートです。自転車が車両であるという法的性質をこどもたちが実感を持って理解できるよう、青切符制度や側方通過時のルールなど、改正内容を分かりやすく解説し、法的責任を具体的に示しながら指導しています。

第 2 に、外部専門家との連携による体験的な指導の強化です。警察署や自動車学校の協力を得て実施する交通安全教室において、改正法の重要ポイントを専門的な視点から伝えていただき、こどもたちが違反時のリスクを自分事として捉えられるよう実効性の高い学びを提供しています。

第 3 に、保護者・地域との共通認識の形成です。学校で指導した内容を家庭にも迅速に共有し、保護者の皆様にも日常的な声掛けをお願いすることで学校・家庭・地域が一体となって、こどもたちの安全を見守る体制をさらに強固にしていまいります。

今後も文部科学省の方針を基盤としつつ、町として必要な統一的な指導枠組みを整え、こどもたちが事故に遭わず、また加害者にもならないよう安全確保に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7 番 本田 浩君

「学校・家庭・地域が連携して安全教育を進めていく」との御答弁でありました。

その中で、命を守る最後のとりでとも言えるヘルメット着用の推進は欠かせないものと考えております。

そこで次に、ヘルメット着用促進について。

ヘルメット着用は任意となっておりますが、町として年代別・地域別の着用率をどのように把握されておられるのか。また、購入補助制度の導入や拡充など実効性ある施策を検討されておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

町として年代別・地域別の着用率は把握しておりません。ただし、令和 7 年 6 月 2 日から 30 日までの間に福岡県警による自転車乗用ヘルメットの着用実態調査が行われております。年代別データはありませんが、福岡県内では全世代合算で 20.6% の着用率、北九州地区では 21.1% の着用率となっておりますので、これらに近い着用率ではないかと推察されます。また、令和 5 年 4 月 1 日に道路交通法の一部改正に伴い、全ての自転車利用者に乗車用のヘルメット着用が努力義務化されているため、引き続き周知に努めてまいります。

なお、ヘルメット購入補助制度についてですが、まずは御自身で準備していただくことが基本であり、現時点では検討しておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7 番 本田 浩君

「ヘルメット購入補助制度については現時点では検討していない」ということでありますが、安全対策を進める上で、着用率向上に向けたさらなる取組も必要ではないかと感じておりますので、ぜひ再検討していただけないかなと考えております。また、事故防止の観点からは、違反行為そのものを減らしていくことも重要となっております。

そこで次に、自転車交通違反の抑止について。

信号無視や歩道での危険走行などについて、どのように実態を把握されておられるのか。また、警察との連携による重点的な啓発、取締りについて、どのような計画を持っておられるのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

自転車の信号無視や歩道での危険走行について、町では実態把握を行っておりません。交通安全全般の取組としては、山鹿総合体育館前交差点や芦屋中学校下（旧遠賀信用金庫付近）において、学校教員やボランティアの方たちが見守りを行っているほか、各小学校区ごとに登下校時の見守りなど取組が行われています。

また、自転車交通違反の抑止について警察との連携は行っていないませんが、折尾警察署長へ対して本年 4 月に町長から意見具申も行っており、併せて危険走行などの情報提供があった場合、当

令和８年第２回定例会（本田浩議員一般質問）

該地点の取り締まり強化を折尾警察署へ要望してまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 ７番 本田 浩君

「警察との連携により危険箇所への対応を進めていく」ということの御答弁でありました。ぜひ、さらに進めていただきたいと思います。と思っています。

一方で、自転車だけでなく歩行者の安全確保も交通安全対策の大きな柱であります。

そこで次に、歩行者優先の徹底について。

横断歩道における一時停止率の現状をどのように評価されておられるのか、また数値目標の設定や啓発活動について具体的な戦略をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

日本自動車連盟（ＪＡＦ）が発表している「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」。これは２０２５年調査結果となっておりますが、こちらにおいて一時停止率が全国平均で５６．７％、福岡県平均では、７７．７％となっております。ただし、これはあくまでも車の一時停止率であり、自転車の一時停止率については全国調査が行われていないため把握しておりません。芦屋町でも過去に車、自転車を含め一時停止率の調査を行ったことはなく、数値目標を設定することは困難であると考えております。

なお、啓発活動につきましては定期的に実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 ７番 本田 浩君

「歩行者優先の意識向上に向け定期的な啓発活動を実施していく」との御答弁をいただきました。しかしながら、啓発だけではなく道路構造そのものによる安全対策も重要であります。

そこで次に、生活道路の安全対策の中で「ゾーン３０」という言葉を御存じでしょうか。生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つであり、区域を決めて時速３０キロの速度規制のことであります。このような「ゾーン３０」の導入状況とその効果をどのように評価されているのか。また、必要性が認められる地域で未導入地域への拡大について、どのように進めていかれるのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

芦屋町ではこれまで「ゾーン 30」を導入した実績がないため、評価を行うことができません。

北九州市では「ゾーン 30 プラス」という取組を八幡西区の一部エリアで試験的に導入しています。これは道路上に凸状の隆起、ハンプと言われるものですが、こちらなど物理的な道路構造の変更との適切な組み合わせにより交通安全の向上を図る取組です。

この「ゾーン 30 プラス」は道路構造の変更を伴うため、警察と道路管理者が連携しながら、そして必要性を検討しながら進める取組となっております。また、生活道路の構造変更となるため、「ゾーン 30」と併せ、現段階では芦屋町の導入予定はございません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7 番 本田 浩君

「現時点では「ゾーン 30」等の導入予定はない」との御回答でした。しかし速度抑制が特に求められる場所として、まず児童生徒が日常的に利用する通学路が挙げられます。

そこで次に、通学路の安全確保についてです。

芦屋町はこれからレジャー港を大きなアピールポイントとして、観光の町としてスタートしていくことから、町外者の方が芦屋町に多数お見えになることが考えられます。通学路の安全点検については、通年安全対策を実施されながら点検等を実施されているとは思いますが、点検結果が実際の改善に結びついているのか、どのように検証されているのか。また、対応が遅れている箇所については進捗管理をどのように行っておられるのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

通学路の安全に係る点検結果の検証及び進捗管理についてお答えいたします。

まず改善の実効性に関する検証についてですが、各学校において行う日常点検や教育委員会、道路管理者及び警察による合同点検において抽出された危険箇所は、対策の緊急度や優先順位を定めた上で改善を図っております。ハード面の整備が完了した際には、学校や関係機関と現場確認を行い、安全性が適切に向上したかを改めて点検することで、その実効性を担保しています。具体的には、山鹿小学校区で狭い生活道路で速度を上げて走行する車両が後を絶たないため、危険と指摘された道路において段差の設置や路面標示の設置を行った例があります。

次に、対応が必要であると考えられている箇所の進捗管理につきましては、すでに策定しております「芦屋町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携して一元的に状況を管理しております。特に優先順位の高い場所は関係機関との協議において随時進捗状況を共有し、各機関の予算や計画と照らし合わせながら着実に改善が進むよう調整を行っております。また、地域の方々や自治区長様からなどからの要望に対しましても、定期的な協議の場を通じて進捗状況を共有し、透明性を確保することで取り残しのない管理体制に努めているところです。

なお、これらの情報は町のホームページにおいて公開しております。

このプログラムを軸に関係機関との連携を一層深め、児童・生徒が安心して通学できるよう P D C A サイクルを確実に回して環境改善に努めているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7 番 本田 浩君

「通学路について P D C A サイクルを回しながら改善を進めていく」とのことで大変安心をいたしました。

一方で、道路利用者は児童生徒だけではなく、高齢者や障害者への配慮も重要となってまいります。

そこで次に、高齢者利用の多い道路環境整備について、段差解消や視認性向上などバリアフリー化の進捗をどのように評価されているのか、また重点整備エリアの選定基準についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えします。

町は福岡県と協力しながら、関係法令等に基づきまして道路のバリアフリー化を推進しております。芦屋町内におきましては、交通安全プログラムに基づきまして、役場前の県管理道路において歩道の段差解消や点字ブロックの設置など視認性の向上に向けた工事を実施しており、高齢者や障害者を含む全ての利用者が安全に通行できる環境整備が進められているものと認識しております。

重点整備地区の選定基準は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき設定されるものでございます。福岡県では市町村に向けて重点整備地区の選定についての整備状況調査を実施しております。ただし、芦屋町内におきましては要件を満たす区域が存在しない

令和８年第２回定例会（本田浩議員一般質問）

ことから、重点整備地区は選定されておられません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 ７番 本田 浩君

「現在のところ重点整備地区には該当していない」とのことではありますが、高齢者を含む全ての利用者の安全確保は引き続き重要な課題となっておりまいます。

そこで次に、自転車通行空間の整備についてをお聞きします。

自転車通行空間とは自転車が安全かつ円滑に通行できるように整備された道路、または道路の特定空間であります。この自転車通行空間づくりは近年、自転車の利用者が増加する一方で、車道での危険な走行や歩道での歩行者との接触事故が社会問題となり、このことを背景に警察庁と国土交通省が中心となって整備を全国的に推進されています。

芦屋町の現在の整備状況をどのように評価されておられるのか、また、歩行者との分離を進める具体的な方策についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

国道及び県道につきましては自転車通行空間の整備が進められているものと認識しておるところでございます。福岡県では、歩行者と自転車の通行空間が分離された自転車道等の整備延長を公表しております。また、毎年度、整備状況調査の方が行われておりますが、整備状況に関する評価までは行われておりません。

また、町が管理する町道につきましては道路幅員が狭い区間が多く、自転車通行空間の整備を実施することが困難な状況であると認識しておるところでございます。なお、現在つくられております西祇園橋をはじめとします新設道路の整備に際しましては、自転車通行空間の確保につきまして関係機関へ適宜要望を行っておるところでございます。

続いて、歩行者との分離を進める具体的な方策につきましては、福岡県が歩行者と自転車の安全な通行空間の確保に向けた具体的な取組を、県が策定しております「第２次福岡県自転車活用推進計画」、これの第３章において具体的に示しております。これを参考に、町といたしましても道路環境や地域の実情を踏まえ、関係機関と連携しまして、それぞれの道路管理者に働きかけまして、安全で利用しやすい自転車通行空間の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7 番 本田 浩君

「自転車通行環境の整備に向け関係機関と連携して取り組む」との御答弁をいただきました。
その中でも重要な役割を担うのが、警察との連携であろうかと思います。

そこで次に、法改正後の警察との連携について。

法改正後の取締まり方針についてはどの程度協議をされておられるのでしょうか。また、啓発と取締まりをどう連動されているのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

芦屋町では、交通違反に関する取締まりの権限がないため、取締まり方針についても協議を行う立場にございません。なお、交通安全に関する注意喚起・啓発については、折尾警察署など関係機関とともに繰り返し広報を行ってまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7 番 本田 浩君

啓発活動については関係機関と連携して進めるとのことでありました。しかし、交通安全活動を継続していくためには地域全体で支える体制づくりも必要です。

そこで次に、地域・学校・企業との協働について。

持続可能な見守り体制をどのように持続しながら構築されていくのか。町全体での活動は十分人が足りているのか。また、新たな担い手を確保していく策についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

P T Aや学校長、商工会などで構成される芦屋町交通安全推進協議会では、交通安全運動期間中に早朝街頭指導を行い、児童の登校見守りを行っております。そのほか、町民会議でもあいさつ運動で見守りを行うなど、全体での活動としては見守りができていると判断しております。

また、新たな担い手につきましては、交通安全推進協議会等で今後の人材確保について協議し、働きかけを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

令和 8 年第 2 回定例会（本田浩議員一般質問）

本田議員。

○議員 7 番 本田 浩君

「持続可能な体制づくりに向けて、人材確保について、今後協議していく」との御答弁でした。一方で効果的な施策を展開するためには客観的なデータ分析も不可欠であります。

そこで次に、交通事故データの活用について。

G I S 地理情報システムを活用した事故多発地点を地図上で可視化することや、事故回避に繋がるリスク分析はどの程度進んでいるのか、その分析結果を施策へどのように反映しておられるのかについてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

公益財団法人交通事故総合分析センターが G I S 上での交通事故情報を表示しており、芦屋町事故記録は確認できておりますが、具体的な分析はできておりませんので、今後の課題となります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7 番 本田 浩君

「G I S を活用した分析については今後の課題」とのことです。こうした交通安全施策が町の将来計画の中でどのように位置付けられているのかも重要になってまいります。

そこで次に、総合振興計画との整合性について。

交通安全施策が計画の中でどのように位置付けられておられるのか。また、今回の法改正を踏まえた見直しの必要性についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

第 6 次芦屋町総合振興計画後期基本計画において、交通安全施策は第 2 章「安全で安心して暮らせるまち」に位置付けられ、交通安全に対する啓発などを進め、安全で安心して暮らせる環境づくりに取り組むものとしております。また、主要施策にも「地域や学校での交通安全指導の充実」、「通学路における児童生徒の安全対策」、「交通安全啓発のため警察や交通安全協会との連携」、「高齢者の交通事故を防ぐための免許返納者支援事業に取り組む」といった内容を記載しております。

令和 8 年第 2 回定例会（本田浩議員一般質問）

今回の法改正は施策や対策に直接影響を及ぼすものではありませんので、見直しまでは考えておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7 番 本田 浩君

「現時点では総合振興計画の見直しまでは考えていない」との御答弁でした。しかし安全対策の成果を把握するためには、具体的な指標も今後必要になってくるのではなかろうかと思っております。

そこで次に、ヘルメット着用率などの把握や評価について。

安全対策向上として、努力義務ではありますが、今後ヘルメット着用率など、どのように把握され具体的な安全対策推進を考えていかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

ヘルメットの着用率は、福岡県の推移を見守りながら必要な安全対策を検討していきたいと考えております。当面の町の安全対策推進策としては、引き続きホームページや広報などでヘルメット着用を呼びかけていくなど周知啓発に努めたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7 番 本田 浩君

周知啓発を継続するとのことではありますが、その効果がどの程度あらわれているのか検証することも重要であります。

そこで次に、交通安全施策の効果検証について、町民の交通安全対策について安全度を把握する中長期的な検証や、その他の方法による効果検証についてどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

検証の指標の一つとして交通事故件数が考えられますが、芦屋町では交通事故そのものが近隣自治体と比較しても少ない状況です。さらに、その中の自転車事故については年間に数件程度と

令和 8 年第 2 回定例会（本田浩議員一般質問）

なっており、データとしては活用しづらい状況だと考えております。

このため、重大事故発生時の原因把握や芦屋町交通安全推進協議会などにおける危険箇所の報告及び対策検討が、実効性のある効果検証と考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7 番 本田 浩君

「効果検証については危険箇所の把握や対策検討を通じて行っていく」との御答弁でした。その取組を継続し実効性あるものとするためには、推進体制や予算確保が欠かせません。

最後の質問ですが、推進体制と予算確保について、役場内連携の強化、専門人材の確保、限られた財源の中での優先順位決めについて、児童生徒から大人までの町民の命と安全を守るため、理念にとどまらない実効性のある施策の推進をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

まず役場組織内の連携の強化についてですが、必要に応じて報告・連絡・相談を行っており、交通安全施策推進に係る連携は十分とれているものと認識しております。

次に専門人材の確保についてですが、芦屋町では交通安全対策については職員兼任業務となっております。芦屋町の状況を総合的に判断すると、現時点では交通安全対策の専門人材の確保までは要しないと考えております。

そして、優先順位付けについてですが、緊急性が高いと判断したものから取り組んでいけるよう努力していきます。

最後になりますが、町民の命と安全を守るため、理念にとどまらない実効性のある施策を推進するため、今後も皆様の御意見を聞きながら必要な具体的対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7 番 本田 浩君

今回の道路交通法改正は町民一人一人の交通安全意識を高める大きな契機であります。しかし、事故分析や交通実態の把握、ヘルメット着用率調査など客観的データの活用が十分なのかなと感じております。

今後は学校・地域・警察・行政が連携をし、周知啓発だけではなく事故データや危険箇所の見

令和 8 年第 2 回定例会（本田浩議員一般質問）

える化、通学路・生活道路の安全対策、自転車通行環境計画整備を計画的に進めることが必要と
考えております。

事故が少ないから対策を行わないのではなく、事故が少なくても予防的な安全対策を進めるべ
きであり、「事故を起こさない環境が整ったまちづくり」を目指し、実効性ある施策の推進により、
住んでよかったまちづくりを強く求めて、私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で本田議員の一般質問を終わりました。